

【参考 改正後全文】

障 発 第 0 1 0 6 0 0 1 号

平 成 1 6 年 1 月 6 日

最終改正 障 発 第 1 2 1 8 0 0 3 号

平 成 1 9 年 1 2 月 1 9 日

都 道 府 県 知 事  
各 指 定 都 市 市 長 殿  
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

#### 強度行動障害特別処遇加算費について

標記については、平成10年7月31日障第451号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知「強度行動障害特別処遇加算費について」及び平成10年7月31日障第36号厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長通知「強度行動障害特別処遇加算費の取扱いについて」により実施されてきたところであるが、平成15年4月1日から支援費制度が施行されたことに伴い、知的障害者更生施設に係る標記加算費については、「知的障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成15年2月21日厚生労働省告示第30号）により定められたこと、及びこの加算費の適切な運用を図るため、今般、別紙のとおり実施要綱を定めたので通知する。

なお、この通知は平成15年4月1日から適用し、平成10年7月31日障第451号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知「強度行動障害特別処遇加算費について」及び平成10年7月31日障第36号厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長通知「強度行動障害特別処遇加算費の取扱いについて」は廃止する。

## 別紙

### 強度行動障害特別処遇加算費実施要綱

#### 1 目的について

生活環境に対する極めて特異な不適応行動を頻回に示し、日常の生活に困難を生じている、いわゆる強度行動障害を示す者に強度行動障害特別処遇加算費（以下「特別処遇加算費」という。）を適用し、特別処遇を行うことによって、行動障害の軽減を図り、もってこれらの者の福祉の一層の推進に資することを目的とする。

#### 2 対象者について

特別処遇加算費の適用の対象となる者は、知的障害児施設、第二種自閉症児施設の措置児童等であって、別紙1「強度行動障害判定指針」の強度行動障害判定基準表の「行動障害の内容」欄の区分に応じ、その行動障害がみられる頻度等をそれぞれ同表の1点の欄から5点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が20点以上であると児童相談所が判定し、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）が認めた者であること。

#### 3 対象施設について

特別処遇加算費の適用の対象となる施設は、知的障害児施設、第二種自閉症児施設であって、次の要件を満たしている施設であること。

- (1) 当該施設の職務に月に1回以上従事する知的障害児の診療に相当程度の経験を有する医師を1名以上配置していること。
- (2) 「障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金について」（平成19年12月19日厚生労働省発障第1218003号厚生労働事務次官通知）の別表6及び別表7の職種別職員定数表に示す職員数に加えて、常勤の児童指導員を2名（当該加算の対象となる者の数が4を超える施設にあっては、2名に、当該加算の対象となる者の数が4を超えて2又はその端数を増すごとに1名を加えて得た数）以上配置していること。
- (3) 心理療法を担当する職員（嘱託でも可）を1名以上配置していること。
- (4) 特別処遇加算費が適用された者の居室は、原則として個室とするが、指導、訓練上の必要がある場合には2人居室とすることも差し支えないこと。  
なお、居室の収納設備等を除いた床面積は、個室にあっては6.6平方メートル以上、2人居室にあっては9.9平方メートル以上とすること。
- (5) 行動改善室、観察室等の行動障害軽減のための各種の指導、訓練等を行うために

必要な設備を設けていること。

#### 4 事業の実施について

特別処遇加算費の適用の対象となる者の指導、訓練等の実施に当たっては、あらかじめ指導方針・内容等について個別プログラムを作成し、これに基づいて行うこと。

#### 5 その他の留意事項について

- (1) 特別処遇加算費の適用の対象となる者が1人でも特別処遇加算費を適用することは可能であるが、その場合においても前記3の(1)から(5)までの要件を満たす必要があること。
- (2) 特別処遇加算費の適用期間は、1人につき3年間を限度とするが、その期間内においても、随時、障害の軽減が十分図られた時点で本加算費は適用しないものであること。
- (3) 特別処遇加算費が適用された者については、重度知的障害児加算費、重度自閉症児加算費の適用の対象外とする。
- (4) 特別処遇加算費は、行動障害の軽減を目的として各種の指導、訓練を行うものであり、単に職員を加配するためのものではないこと。

#### 6 特別処遇加算費の適用方法等について

本実施要綱に基づき、都道府県知事（指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長を含む。以下同じ。）が必要と認めた場合は、別に定めるところにより算定すること。

強度行動障害判定  
指針強度行動障害の目安と内容例

行動障害の内容	行動障害の目安の例示
1 ひどく自分の体を叩いたり傷つけたりする等の行為	肉が見えたり、頭部が変形に至るような叩きをしたり、つめをはぐなど。
2 ひどく叩いたり蹴ったりする等の行為	噛みつき、蹴り、なぐり、髪ひき、頭突きなど、相手が怪我をしかねないような行動など。
3 激しいこだわり	強く指示しても、どうしても服を脱ぐとか、どうしても外出を拒みとおす、何百メートルも離れた場所に戻りにいく、などの行為で止めても止めきれないもの。
4 激しい器物破損	ガラス、家具、ドア、茶碗、椅子、眼鏡などをこわし、その結果危害が本人にもまわりにも大きいもの、服を何としてでも破ってしまうなど。
5 睡眠障害	昼夜が逆転してしまっている、ベッドについていられず人や物に危害を加えるなど。
6 食べられないものを口に入れたり、過食、反すう等の食事に関する行動	テーブルをひっくり返す、食器ごと投げるとか、椅子に座っていれず、皆と一緒に食事できない。便や釘・石などを食べ体に異状をきたしたことがある拒食、特定のものしか食べず体に異状をきたした偏食など。
7 排せつに関する強度の障害	便を手でこねたり、便を投げたり、便を壁面になすりつける。脅迫的に排尿排便行動を繰り返すなど。
8 著しい多動	身体・生命の危険につながる飛びだしをする。目を離すと一時も座れず走り回る。ベランダの上など高く危険な所に上る。
9 通常と違う声を上げたり、大声を出す等の行動	たえられないような大声を出す。一度泣き始めると大泣きが何時間も続く。
10 パニックへの対応が困難	一度パニックが出ると、体力的にもとてもおさめられずつきあっていかれない状態を呈する。
11 他人に恐怖感を与える程度の粗暴な行為があり、対応が困難	日常生活のちょっとしたことを注意しても、爆発的な行動を呈し、かかわっている側が恐怖を感じさせられるような状況がある。

強度行動障害判定基準表

行動障害の内容	1点	3点	5点
1 ひどく自分の体を叩いたり傷つけたりする等の行為	週に1回以上	1日に1回以上	1日中
2 ひどく叩いたり蹴ったりする等の行為	月に1回以上	週に1回以上	1日に頻回
3 激しいこだわり	週に1回以上	1日に1回以上	1日に頻回
4 激しい器物破損	月に1回以上	週に1回以上	1日に頻回
5 睡眠障害	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日
6 食べられないものを口に入れたり、過食、反すう等の食事に関する行動	週に1回以上	ほぼ毎日	ほぼ毎食
7 排せつに関する強度の障害	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日
8 著しい多動	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日
9 通常と違う声を上げたり、大声を出す等の行動	ほぼ毎日	1日中	絶えず
10 パニックへの対応が困難			困難
11 他人に恐怖感を与える程度の粗暴な行為があり、対応が困難			困難

上記基準によってチェックした結果、家庭にあって通常の育て方をし、かなりの養育努力があっても、過去半年以上様々な強度な行動障害が継続している場合、10点以上を強度行動障害とし、20点以上を特別処遇の対象とする。